

枚方市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年（2023 年）12 月 28 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	泉 大 介
同	田 中 優 子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道部	上下水道総務室
	総務課
	上水道室
	浄水課
	上水道工務課
	上水道保全課
	下水道室
	污水整備課
	雨水整備課
	下水道施設維持課

(2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和5年（2023年）9月1日（金）から令和5年（2023年）12月27日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔総務課〕

○局の公用車の総括に係る事務について

総務課では、上下水道局の安全運転管理者の選任をはじめとする公用車の総括管理に係る事務を担っている。令和4年4月1日の道路交通法施行規則の改正により、上下水道局各課においては、運転者の酒気帯びの有無を確認しその内容を記録しているが、今回の定期監査の対象となった局内各課の記録を確認したところ、酒気帯び確認の記録が漏れているなどの不備が見受けられた。

今後は、適正な確認及び記録を行うとともに、引き続き安全運転の徹底を働きかける

よう要望する。

[浄水課]

○中宮浄水場更新事業の進捗状況について

浄水課では、中宮浄水場や配水場等の水道施設の維持管理に関することを所管しており、令和3年度からは施設の老朽化や耐震能力の不足・低濁度原水に対する処理性能といった課題を解消するため、中宮浄水場の更新事業を行っている。現在、令和5年1月から順次更新工事が進められているが、引き続き、安全に十分配慮した上で、不測の事態にも対応し、事業者と連携を図りながら、令和9年4月からの通水開始に向けて確実に工事を進めるよう要望する。

[上水道工務課]

○水の安定供給に向けた取組について

上水道工務課では、布設後40年を経過した老朽管の更新や大規模災害に備えた送水ルートの上水道事業等に取り組んでいる。今後も水需要の減少が見込まれる厳しい経営環境の中、将来にわたり安全な水を安定的に供給するため、効率的で効果的な水道管路の更新を進めるよう要望する。

○上水道工務課における事務処理の状況について

上水道工務課では、業務に使用する切手を保有しており、管理については切手管理簿を使用しているが、使用目的や使用者名の記載がなく、定期的な在庫確認も行われていないことから、現物と在庫枚数に差異が生じていた。また、安全靴などの消耗品については、その出納簿等がなく、在庫数の把握ができていなかった。

切手の管理については、使用者名や使用目的が記載できるよう切手管理簿を整備するとともに、定期的の実数との照合を行うなど適正な管理に努めるよう要望する。また、安全靴などの消耗品については、出納簿を備えつけるなど、必要数に不足が生じないよう、在庫数の把握に努めるよう要望する。

[上水道保全課]

○水道メーターの取替え及び管理に係る事務について

上水道保全課では、水道メーター（私設のメーターを除く。）の取替え及び管理に関することを所管している。

令和5年度の水道メーター購入に係る事務において、既設メーターと重複した番号で発注を行ったため、納入後にメーター番号の打ち替えが必要となった事例があった。

今後は、同様の事例が発生しないよう確認を徹底し、適正に事務を執行するよう要望する。

[汚水整備課]

○不明水対策について

汚水整備課では、公共下水道の汚水施設の新設、改築及び災害復旧に関するに加えて、下水道施設の老朽化や誤接続等が原因とされる不明水対策にも取り組んでいる。汚水管への不明水の流入は、マンホールや汚水樹からの溢水やトイレが流れにくくなるといった事象を発生させ、市民生活へも影響を与えることから、今後も継続して様々な対策を講じるよう要望する。

また、繰越事業等の支出の手続について、支出伺書への入力に年度当初に行われていなかったものや、未入力のもが見受けられた。今後は、枚方市上下水道局会計規程に基づき、遅滞なく適切に事務を執行するよう要望する。

[雨水整備課]

○浸水被害軽減に向けた取組と事業実施に関する事務について

雨水整備課では、浸水被害を軽減し、安全で安心して快適に暮らせるまちとするため、雨水管渠や雨水排水設備等の整備及び下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新・改築を推進するとともに、大規模災害に備えたポンプ場の耐震化に取り組んでいる。

施設の構造上の課題や施工時期などにより、当初の予定通り事業を完了することが困難な状況については一定理解できるものの、市民の命と財産を守るため、財源確保も十分図りながら、他部署とも協議・連携し、着実に事業を進めるよう要望する。

なお、事業実施に際しては、受注者が作成する業務計画書に各種安全管理計画を記載するよう特記仕様書に明記しているが、記載に不備のある事例、秘密保持に関する誓約書が未提出である事例や契約締結後速やかに行うべき支出負担行為が行われていない事例が見受けられた。今後は、枚方市上下水道局会計規程に基づき、遅滞なく適切に事務を執行するよう要望する。

[下水道施設維持課]

○雨水ポンプ場の維持管理について

下水道施設維持課では、一定規模以上の降雨時、市民生活に影響を及ぼすことなく雨水を円滑に河川へ排除できるよう、雨水ポンプ場の運転及び維持管理を行っている。令和3年度からは蹉跎ポンプ場の運転・維持管理業務を民間事業者に委託している。

維持管理における修繕業務では、受注者が外注・部品調達により行った修繕に要した費用については年間の基準額を設定している。修繕に要した費用の確認は、市側において事前に外注先業者から提示された見積書等で確認を行っているものの、最終的に受注者作成の見積書で確定しており、実際に受注者が外注先業者に支払った金額については、領収書等での確認が行われていなかった。

今後は、他のポンプ場についても委託の拡充を検討しているとのことであるが、修繕に要した費用については、客観性の担保を図る上でも、実際に外注先業者に支払われた

金額を確認した上で確定させる必要がある。蹉跎ポンプ場の委託業務について委託内容を十分に検証し、効率的・効果的なポンプ場運営を行うよう要望する。

なお、債務負担行為を設定している事業に係る支出手続について、支出伺書への入力
が年度当初に行われていなかったものが見受けられた。今後は、枚方市上下水道局会計
規程に基づき、遅滞なく適切に事務を執行するよう要望する。